

# いじめ防止基本方針

新潟市立庄瀬小学校

## 1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法」文部科学省(平成 25 年9月 28 日施行)より

## 2 いじめ防止に向けての基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。

「いじめはどの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめの問題に無関係ですむ児童はいない」という基本認識に立ち、すべての児童が安全で安心に学校生活を送る中で、様々な活動に意欲的に取り組み、一人一人の個性や能力を十分に伸ばすことができるよう、いじめを見逃さない学校づくりに全力で努めていかなければならない。

本校では、家庭、地域社会、関係諸機関との連携の下、いじめの未然防止及び早期発見に取り組み、いじめが疑われる場合には、子どもの気持ちを尊重しながら、適切かつ迅速にこれに対処することができるよう、いじめ防止基本方針を定める。

## 3 いじめ防止のための教職員の資質向上と保護者への啓発

いじめ防止のためには、教職員がいじめを絶対に許さない確固たる信念をもち、いじめを鋭く見抜き、いじめを防止するための具体的な行動をとるための判断力や指導力を高めなければならない。そのため、教職員の資質向上に向けた適切な研修等を年3回実施する。(確認と見直し、情報共有、いじめアンケート)

また、いじめ防止においては、保護者に理解と協力を得て連携して取り組むことが重要である。保護者に対し、いじめを防止することの重要性について理解を深める啓発を行うとともに、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう必要な啓発を行う。

## 4 いじめの未然防止の取組

いじめを防止するには、全教育活動を通じて、児童一人一人の自己肯定感を高め、認め合える風土を醸成していくことが大切であり、以下の事項に重点的に取り組む。

### (1) 分かる授業づくり

- ・基礎的・基本的事項の習得(個に応じた指導)
- ・ペアやグループの学習形態を取り入れた協働学習
- ・学習課題→主体的・対話的活動→まとめ→振り返りのある授業

### (2) 自己肯定感を育むソーシャルスキルの応用

- ・ソーシャルスキルを取り入れた月間生活目標の設定
- ・全校朝会でのモデリングと各教室での振り返り

### (3) 学級集団づくり

- ・クラスの問題を自分たちで解決する学級会活動
- ・所属感を味わわせる係活動

### (4) 異学年交流(縦割り班活動)の充実

- ・リーダーシップとフォロワーシップを育む活動
- ・自主的・自律的な活動を創り出す場の設定
- ・自己肯定感を味わわせる振り返りの場の設定

### (5) 体験活動の充実

- ・人・まち・自然とかかわる地域交流活動

### (6) 人権教育、道徳教育の充実

- ・一人一人のよさや違いを認め合える活動
- ・「いじめ」の問題を取り扱った資料の活用

## 5 いじめの早期発見の取組

早期発見の基本は、児童のささいな変化に気付くこと、気付いた情報を確実に共有すること、情報に基づき速やかに対応することである。そのためには、教職員が意識的・意図的に児童の様子に気を配り、児童の小さな変化を見逃さない目を養うことが重要である。さらに、定期的な面談や各種調査を併用し、調査結果の分析に基づく効果的な対応を行うとともに、教職員の資質向上のための研修となるようにする。

- (1) 全教職員によるいじめ防止基本方針の確認と見直し(4月) →職員研修①
- (2) 相談タイム(6月・11月)の設定
  - ・全員の児童と教職員が「相談タイム」で個別面談を行う
  - ・配慮を要する児童に対しての「支援会議」を適宜実施する。
- (3) いじめアンケートの活用 →職員研修②
  - ・「いじめアンケート」を年3回実施(7月・12月・3月)
  - ・いじめアンケートの複数教員による分析とその後の具体的方策の策定
- (4) 朝の会、帰りの会、授業時間、休憩時間、清掃時間などの観察と子ども相談ポストの設置
  - ・朝の健康観察(表情、声の大きさ)
  - ・授業時間の様子(表情、声の大きさ)
  - ・休憩時間、清掃時間の様子(表情、役割分担の軽重、友だちとのかかわり)
  - ・養護教諭との連携(保健室来室記録の確認)
  - ・子どもの悩み、相談ごとを直接聞き取る相談ポストの設置
- (5) 全教職員による情報の共有
  - ・配慮を要する児童の情報を共有する「子どもを語る会」を年2回実施
  - ・週1回の職員終会、月1回の職員会議で、配慮を要する児童の情報や指導の経過を報告

## 6 発見したいじめへの組織的な対応

いじめの疑いがあるような行為が発見された場合、校長のリーダーシップの下、「子ども支援委員会」が中心となり、事実関係の把握、被害児童のケア、加害児童の指導など、問題の解消に努める。なお、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、新潟市教育委員会と連携を図り、南警察署と相談して対処する。また、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、ただちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

## 7 設置する組織

### (1) 校内組織

いじめ防止等に組織的に対応するため、「子ども支援委員会」を設置し、基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証を行う。また、いじめの相談や通報の窓口の役割も併せてもち、会は必要に応じて開催する。

また、いじめの疑いに係るものが発生した場合は、即座に校内いじめ対応ミーティング用紙へ記入し、管理職に提出する。管理職は情報を分析し、その後の対応を具体的に指示するとともに、認知レベルに応じて子ども支援委員会を開催し、解決に向けた具体的な方策を検討する。

**構成員** 校長、教頭、教務、生活指導主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、関係職員

### (2) 校外組織

地域全体で子どもを見守り、いじめの防止等に努めるために、「しろね南会」の中に「白南中学校区いじめ防止連絡協議会」を設置する。その会では、各学校における児童生徒のいじめ等に関する実態やいじめの防止等に係る取組について情報交換を行い、対策等の共有を図る。

**構成員** 校長、教頭、生活指導主任、PTA正副会長、庄瀬駐在所員、子ども見守り隊

平成26年 3月27日作成

平成27年 3月27日改定

平成28年12月 6日改定

平成29年 6月19日改定

令和4年 10月31日改定